

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律に係る関係政令の考え方

I 独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の考え方

(1) 独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令の廃止

(2) 経過措置

- ① 独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「能開機構」）から国が承継する資産及び債務は、厚生労働大臣が財務大臣に協議して定めることとし、当該資産及び債務は、一般会計又は労働保険特別会計の雇用勘定に帰属すること。
- ② 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「雇用支援機構」）及び独立行政法人勤労者退職金共済機構に承継する資産及び債務等に係る所要の手続の整備
 - ア 承継計画書の作成基準として、各法人に移管する業務に係る権利及び義務について帰属する勘定を定めること。
 - イ 雇用支援機構又は独立行政法人勤労者退職金共済機構が承継する資産及び債務について、その価値の適切な評価を行うため、評価委員の任命や評価の手続について定めること。
 - ウ 職業能力開発促進センター等の譲渡により生じた収入額の国庫納付等の手続を定めること。
- ③ 雇用支援機構の主たる事務所を東京都に置く期限を平成24年3月31日までとすること。

(3) その他の関係規定の整備等

職業能力開発促進センター等について、希望する都道府県に受入条件が整う場合に移管することとなるため、当該移管対象の職業能力開発促進センター等について運営費交付金等の対象に加える等の雇用保険法施行令の一部改正を行うほかその他関係規定の整備を行うこと。

(4) 施行期日 平成23年10月1日（準備行為等は公布日施行）

II 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令の考え方

(1) 評価委員の任命等

平成23年10月以降に政府が雇用支援機構に対して土地等を出資する場合、その価値の適切な評価を行うため、当該資産に係る評価委員の任命や評価の手続について定めること。

(2) 積立金の処分の手続

雇用支援機構の中期計画終了時の積立金の処分に係る承認の手続や国庫納付手続について定めること。

(3) その他関係規定の整備を行うこと。

(4) 施行期日 平成23年10月1日